

「鶴田ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会」規約

(名称)

第1条 本会は、鶴田ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会（以下「意見交換会」という。）と称する。

(目的)

第2条 意見交換会は、川内川の出水に対する鶴田ダムの洪水調節効果や激特事業効果、更なる地域の防災力の向上や河川の協働管理等について、様々な視点から意見交換することを目的とする。

(構成)

第3条 意見交換会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）によって構成するものとし、川内川河川事務所長若しくは鶴田ダム管理所長が委嘱し、非常勤とする。

2 委員長は、必要に応じて、委員を増員及び専門家等の招集を行うことができる。

(意見交換会)

第4条 意見交換会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、意見交換会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長が意見交換会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 意見交換会は、委員長が招集する。

(事務局)

第5条 意見交換会の事務を行うため、事務局を国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所及び鶴田ダム管理所に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、意見交換会の運営に必要な事項は、委員長が意見交換会に諮って定める。

(付則)

この規約は、平成27年2月18日から施行する。

(別 表)

第4回 鶴田ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会
委員名簿

	氏 名	現 職 名
委 員	す わ 諫訪 むつ お 六雄	薩摩川内市住民代表(斧渕地区) おのぶち もく
委 員	こ ま き 小牧 しょ ういちろう 勝一郎	元薩摩川内市住民代表(平佐東地区) ひらさ ひがし もく
委 員	もりやま 森山 ふとし 大	さつま町住民代表(山崎・二渡地区) やまさき ふたわたり
委 員	むらた 村田 しゅうじ 修二	さつま町住民代表(虎居地区) とらい
委 員	とみざわ 富澤 みつろう 満郎	さつま町住民代表(川原地区) かわはら
委 員	つ る 水流 かつお 克男	さつま町住民代表(柏原・湯田地区) かしわばる ゆだ
委 員	あ だ ち 安達 たかひろ 貴浩	鹿児島大学大学院理物理学研究科 教授
○委 員	こ ま つ 小松 としみつ 利光	九州大学大学院工学研究院 名誉教授
委 員	ひ き だ 疋田 まこと 誠	鹿児島工業高等専門学校 名誉教授
委 員	や ま だ 山田 まこと 誠	鹿児島大学名誉教授
委 員	お お の 大野 ひろひと 弘人	元南日本新聞 論説委員会副委員長
委 員	しま だ 島田 ただふみ 公史	鹿児島県 北薩地域振興局建設部 河川港湾課長
委 員	か ど し ま 角島 さかえ 栄	薩摩川内市 総務部防災安全課長
委 員	さ キ オ 崎野 ヨウジ 裕二	さつま町 危機管理監総務課長
委 員	い も と 井元 こうじ 幸司	国土交通省 鶴田ダム管理所長
委 員	か じ 加治 けんゆう 賢祐	国土交通省 川内川河川事務所長
委 員	や ま し た 山下 ゆたか 裕	国土交通省 川内川河川事務所 川内出張所長
委 員	え と う 衛藤 まさひろ 正裕	国土交通省 川内川河川事務所 宮之城出張所長

○ 委員長

順不同・敬称略

(事務局)

国土交通省九州地方整備局 鶴田ダム管理所 管理係長 石橋 正義

国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所 調査課長 安部 剛

(司会進行)

国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所 技術副所長 中村 星剛